

第6期指定法人業務要求水準書

第1 本書の位置づけ

本要求書は、指定法人が行う業務の細目を定めるとともに、指定法人に障がい者の就労支援業務を行わせるに当たり、北海道が要求する指定法人が実施すべき業務の水準等を示すものである。

第2 業務の細目及び要求水準

指定法人は、本事業の目的を踏まえ、次に掲げる基本方針等に沿って、効果的かつ効率的に本業務を遂行するものとする。

1 本事業の目的

障害福祉サービス事業所における収益力の向上等を図るため、第7期北海道障がい福祉計画（以下「計画」という。）に基づき、障害福祉サービス事業の経営力向上や受注拡大等に向けた支援の取組を行う。〔計画添付〕

2 基本方針等

各障害福祉サービス事業所において、道が示す令和8年度の目標工賃等を踏まえ設定する、令和6年度から令和8年度までの年度毎の目標工賃の達成に向けて、障害福祉サービス事業所のニーズを踏まえ、公平・公正に適切な支援業務を行う。

<道の目標工賃>

	令和4年度実績	令和8年度目標
就労継続支援B型事業所における目標工賃月額	19,931 円	21,209 円

<対象事業所の目標工賃>

事業所ごとに「工賃向上計画」を作成し、その中で目標工賃を設定する。

3 業務の範囲及び業務区分ごとの要求水準

指定法人が行う業務の範囲及び細目並びに要求水準は、次のとおりとする。

なお、各事業の実施に当たっては、関係機関との連携と各事業相互の関連性を図るものとする。

4 定義

この要求水準書において、「障害福祉サービス事業所」とは、次の事業所をいう。

- ① 就労継続支援B型事業所
- ② 就労継続支援A型事業所
- ③ 生産活動を行っている生活介護事業所、地域活動支援センター

※ ②及び③については、工賃向上計画を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について道が認めた事業所。

I 工賃向上計画の策定・推進事業

障害福祉サービス事業所に対し、専門家等を派遣するなどし、工賃向上計画の策定支援、経営相談・技術指導等を実施。

■個別経営相談

<目的・概要>

経営の専門家である中小企業診断士により、各事業所が作成している「工賃向上計画」に基づいた個別経営相談を実施することにより、障害福祉サービス事業所における計画の適切な推進とそれによる工賃の向上を図る。

<実施内容・方法>

- ・ 企業経営に関して専門的な知識を有する中小企業診断士等を派遣するなどし、相談を希望する対象事業所に対し、個別経営相談等による継続的な支援を実施。

対象事業所数（就労継続支援B型事業所）：1,281（令和5年11月末日現在）

【要求水準】

- 障害福祉サービス事業所のニーズ（地域、時期、内容等）に対応した方法で実施されること
- 経営等に関し、十分な知識を有するコンサルタントが選任されること
- 相談内容や相談による効果等を公表し、他事業所の相談依頼に結びつけること

■経営・技術指導

<目的・概要>

企業経営に関する基礎知識や製造技術等の専門技術等に関する講習等の実施により、障害福祉サービス事業所における企業経営的ノウハウの導入及び職員の資質の向上を図る。

<実施内容>

障害福祉サービス事業経営における基礎的な知識や技術等のほか、事業内容に応じた専門的技術講習の実施。

<実施方法>

企業経営やマーケティング等に関する実務経験や専門知識を有する者を講師として、障害福祉サービス事業所のニーズに対応した講習等を実施。

【要求水準】

- 障害福祉サービス事業所のニーズ（地域、時期、内容）に対応した方法で実施されること
- 様々な製品又は役務に応じた技術指導がなされること
- 企業経営的ノウハウの導入、職員の資質向上（営業力向上等）に向けた効果的な取組であること

■障害福祉サービス事業に関するアイデア募集

<目的・概要>

障害福祉サービス事業所職員や一般道民などから、障害福祉サービス事業に関するアイデアを募集し、その内容について実現の可能性等を検討するなどして、事業の改善や新たな取組につなげる。

<実施内容・方法>

ホームページ上に専用コーナーを設けるなどして、障害福祉サービス事業所における事業分野や実施方法等について幅広くアイデアを募集する。

寄せられたアイデアについては、分析・検討を行い、実現性のある取組について、参考事例等として公開・周知する。

【要求水準】

- 募集は、適切な時期に様々な機会を利用し、広く周知を図ること
- 寄せられたアイデアの分析・検討を行い、実現性のある取組については、効果的に活用されるものであること

II 障害福祉サービス事業所間の連携・共同化事業

障害福祉サービス事業所の販路の確保・拡大や新規事業の検討、事業改善を図るため、複数の障害福祉サービス事業所間による連携・共同化に向けた事業所へのアドバイスや業務の調整等を実施。

■障害福祉サービス事業所間連携・共同化の促進

<目的・概要>

障害福祉サービス事業所間による事業の連携・共同化の促進を図るため、モデル事例の周知を図るとともに、連携・共同化に向けたアドバイス等を行う。

<実施内容・方法>

障害福祉サービス事業所間による事業の連携・共同化の取組について実態把握を行うとともに、アドバイザー等を派遣し、取組事例を活用するなどして、複数の障害福祉サービス事業所間同士による業務形態の確認・分析や新規事業の開拓及び作業効率改善等について検討を行う。

【要求水準】

- 十分な知識を有するアドバイザーが選任されること
- 連携・共同化に向けた効果的な実施内容であること
- 取組内容、成功事例は積極的に公開・周知すること
- 地域のネットワークを活用した販路拡大がなされること
- 複数事業所間の連携による商品開発を促進すること

III 市場調査・商品開発事業

魅力ある製品づくりと質の高いサービスの提供を行うため、市場調査及び商品開発に関する取組を実施。

■ニーズ調査及び商品評価

<目的・概要>

企業等のニーズ把握と商品評価により、障害福祉サービス事業所の商品力の向上を図る。

<ニーズ調査・商品評価>

テスト販売やサンプル等によるモニタリング調査等の方法による企業等のニーズの

把握と障害福祉サービス事業所への情報提供。

【要求水準】

- 障害福祉サービス事業所の意向等を踏まえた効率的かつ効果的な取組であり、成果品（データ等）の有効活用が図られるものであること
- アドバイス実施後の改善状況を広く周知し、多くの事業所に活用されるものであること

■商品開発等に関する研修

<目的・概要>

専門家による商品開発等に関する実践的アドバイスにより、障害福祉サービス事業所の商品・サービスの向上を図る。

<実施内容・方法>

障害福祉サービス事業所のニーズを踏まえ、専門知識を有する者を講師として選定して、商品開発やサービス技術向上に関する研修会等を開催する。

【要求水準】

- 障害福祉サービス事業所や市場ニーズを踏まえたテーマ等が設定されること
- 十分な知識を有する講師が選任されること

IV マッチングサポート事業

障害福祉サービス事業所の製品・サービスの受注拡大を図るため、障害福祉サービス事業所と企業等とのビジネスマッチングに関するサポートを行う。

■マッチング事業〔共同受注システム〕

<目的・概要>

障害福祉サービス事業所の製品やサービスの販路の確保・拡大を図るため、インターネット上で、企業等が発注する仕事と障害福祉サービス事業所のマッチングの場を設けるとともに、専門コーディネーターによる受発注のコーディネートを行う。

また、地域での複数事業所による原材料の共同仕入れや企業の発注ニーズに対する作業量及び作業工程の分担受注等の調整を行うほか、道の各部局等における障害福祉サービス事業所等からの優先調達の相談窓口として、適切な情報提供や助言を行う。

<共同受注システムの運営>

- ・専用ホームページ（共同受注システム）の構築・運営
- ・障害福祉サービス事業所の製品・役務情報と企業の発注情報等を掲載
- ・企業等からの発注に対して、受注対応可能な事業所を調整
- ・一つの事業所に限らず複数の事業所による受注対応についても調整
- ・障害福祉サービス事業所間同士による原材料の共同購入等、事業所間連携の調整

<専門コーディネーター及び地域スタッフの配置>

企業等（発注）と障害福祉サービス事業所（受注）のマッチングをコーディネートするほか、企業や障害福祉サービス事業所へのニーズ調査や情報提供等の営業活動を実施

<優先調達の推進>

障害福祉サービス事業所等が製作可能な物品や提供できる役務、作業体制、提供可能な数量、納期、保有設備などの情報を収集し、調達先を選定する際の参考となるホームページ、チラシ、パンフレット、メールマガジン等（以下「ホームページ等」という。）を作成し、各部局等に提供

<障害者就労施設等の製品・サービスのPR>

ホームページ、製品カタログ等によるPR

<事業の周知活動>

ホームページ等による企業等への効果的なPR

【要求水準】

- 経営、マーケティング等に関し、十分な知識等を有するコーディネーターが配置されること
- コーディネーター等により積極的に新規企業の開拓が図られるものであること
- 利用者の利便性を考慮するとともに、アクセス数増が期待できる魅力ある専用ホームページ（共同受注システム）の構築・運用がなされること
- 障害福祉サービス事業所の連携・共同化に向けた実現性のある取組であること
 - 共同受注システムへの障害福祉サービス事業所等の登録拡大に向けた実現性のある取組であること
- 道の各部局等への情報提供は、定期的かつ活用されやすいものであること
- マッチング事業及び障害福祉サービス事業所の製品・サービスの認知度向上が期待できる効果的かつ効率的な事業のPR方法であること

■多様な販路の確保

<目的・概要>

障害福祉サービス事業所の製品やサービスの新たな販路の開拓等を図るため、経済団体や企業等が主催する商談会やイベント販売等への参加。

また、商談会等における商品提案力等の向上を図るための研修会等を実施する。

<実施内容・方法>

- ・ 一般市場での流通拡大を図るため、道内外で開催される商談会や物産展等、イベント販売への出展・出展調整
- ・ 商品のプレゼンテーションや商談交渉等のスキル向上を図るための研修会等を実施

【要求水準】

- 出展障害福祉サービス事業所及び商品の選定は客観的で合理的な方法であること
- スキルアップ研修は、障害福祉サービス事業所の現状及びニーズを踏まえた内容であること
- 複数の企業（業種）との会議等を設定し、多くの事業所が参加できるものであること

V アクション及び企業認証制度の普及・啓発事業

企業等による障がい者就労支援に対する理解と取組を促進するため、「障がい者就労支援の輪を広げる取組～一人1アクション」(以下「アクション」という。)及び障がい者就労支援企業認証制度(以下「企業認証制度」という。)の普及・啓発を行う。

■アクション及び企業認証制度

<目的・概要>

アクション及び企業認証制度による登録件数拡大に向け、登録申請受付及び制度の普及・啓発活動を行う。

<アクション登録の申請受付及び内容審査>

申請書記載事項、添付書類の確認等の形式的審査

<登録・認証企業の公表>

ホームページ等での公表

<アクション・認証制度の広報>

ホームページ等でのPR

【要求水準】

- 申請受付・審査事務の適切・迅速な処理がなされる体制であること
- 登録・認証企業の公表内容・手段等が効果的であること
- 令和8年度末までに認証企業数236社の目標達成に向けた、効果的な制度のPR方法であること